平成２３年（再イ）第６号
茨城県日立市東大沼町３丁目24番11号
再生債務者　蛭田　昌則
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月27日まで
平成23年10月６日　水戸地方裁判所日立支部
平成２３年（再イ）第５２号
北九州市小倉南区田原２丁目17番17―507号
再生債務者　清末　泰治
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年10月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年10月27日まで
平成23年10月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（再イ）第４８号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目５番43―104号　ソレイユＳ１
再生債務者　前崎　俊寿
1　決議に付する再生計画案　平成23年10月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年11月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年11月２日まで
平成23年10月５日
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（再イ）第２５号
高知市加賀野井２丁目15番６号
再生債務者　岡田　幹雄
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年11月４日まで
平成23年10月６日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２３年（再イ）第１４号
鹿児島市城西１丁目20番17号　ロゼーヌ城西201号
再生債務者　田島　誠
1　決議に付する再生計画案　平成23年９月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年11月４日まで
平成23年10月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係
平成２３年（再イ）第２１号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目21番22号
再生債務者　﨑山　繁昭
1　決議に付する再生計画案　平成23年10月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年11月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年11月４日まで
平成23年10月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第８１号
静岡県御殿場市中畑1920―19―407
再生債務者　久保田雄斗
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年11月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年10月５日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第５号
埼玉県川越市大字笠幡945番地10
再生債務者　小島　良明
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月９日から平成23年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再ロ）第１号
宮城県加美郡加美町字雁原10番地５
再生債務者　佐藤　裕介
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月15日から平成23年11月29日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係
平成２３年（再ロ）第１００８９号
東京都練馬区高松３―９―４―501
再生債務者　天羽美奈子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月16日から平成23年12月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００００４号
東京都板橋区赤塚４―16―７
再生債務者　小熊　智義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月５日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第１２号
京都市北区大北山原谷乾町38番地の136
再生債務者　大平　勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月６日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２３年（再ロ）第４号
石川県小松市符津町ワ45番地１
再生債務者　村上　聖孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月６日　金沢地方裁判所小松支部
平成２３年（再ロ）第１号
山梨県北杜市明野町上手5984番地４
再生債務者　小田切　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月６日
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２３年（再ロ）第４号
金沢市示野町ハ43番地２
再生債務者　橋本　淳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月６日　金沢地方裁判所
平成２３年（再ロ）第５号
広島市安佐北区安佐町大字久地49番地の７
再生債務者　青山　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月６日
広島地方裁判所民事第４部

会社公告

合併

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年八月二十九日
掲載頁　八十三頁（号外第一八八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年八月二十九日
掲載頁　八十六頁（号外第一八八号）
平成二十三年十月十七日
東京都文京区白山一丁目二三番一五号
（甲）伊藤超短波株式会社
代表取締役　太田　厚美
東京都練馬区豊玉南二丁目二番二三号
（乙）メビコ・ジャパン株式会社
代表取締役　田幡　斌